

## 第3章

### 男女共同参画の現状と課題

# 1 男女共同参画に関する意識

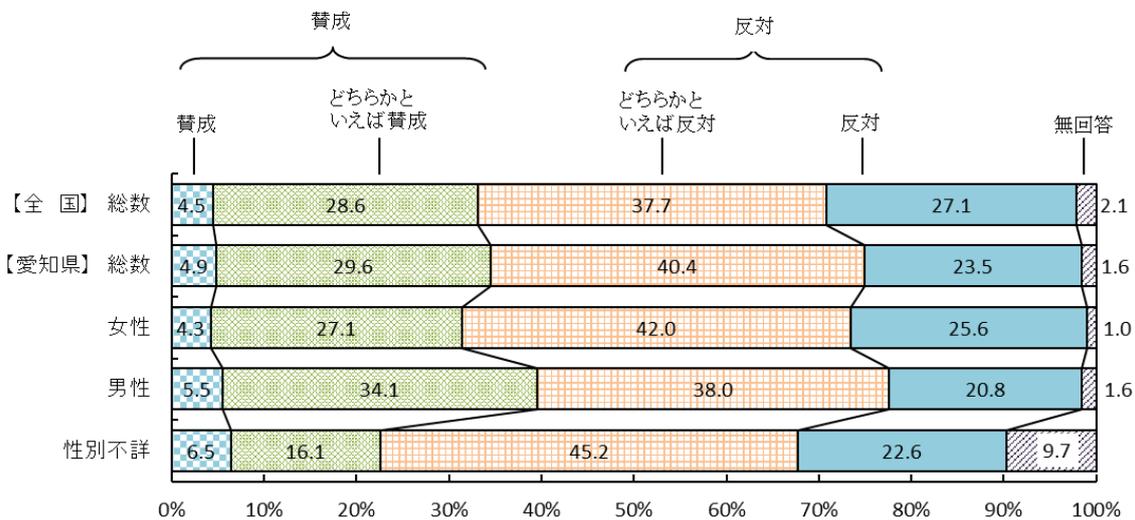
## (1) 固定的な性別役割分担意識

○ 本県では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に、“反対”（「反対」、「どちらかといえば反対」）と回答した人の割合は63.9%、“賛成”（「賛成」、「どちらかといえば賛成」）と回答した人の割合は34.5%となっており、“反対”が“賛成”を上回っています。

ただし、全国と比較すると、“反対”と回答する人の割合はやや低く、本県は全国に比べ、固定的な性別役割分担意識がまだまだ根強く残っていることが分かります。

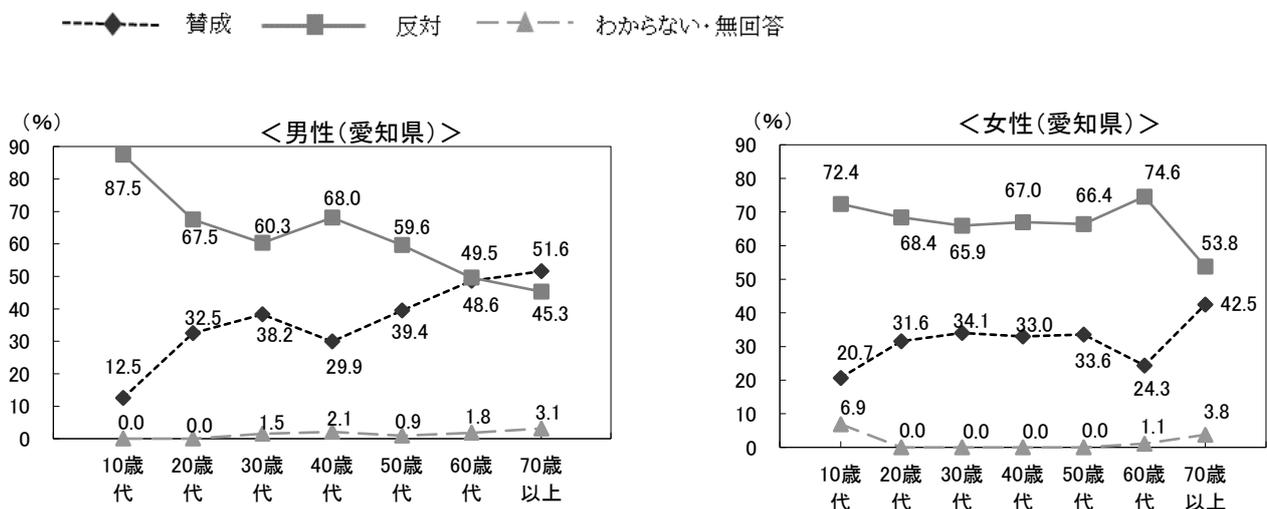
○ なお、本県の調査結果を性別で見ると、“賛成”と回答した人の割合において、男性（39.6%）は、女性（31.4%）より高くなっています。また、男女ともに、“賛成”と回答した人の割合を年齢別で見ると、10歳代（18・19歳）は低く、70歳以上で高くなっています。

■ 図 8-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（総数、性別）（愛知県、全国、2024年）



資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

■ 図 8-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方（年代別）（愛知県、2024年）



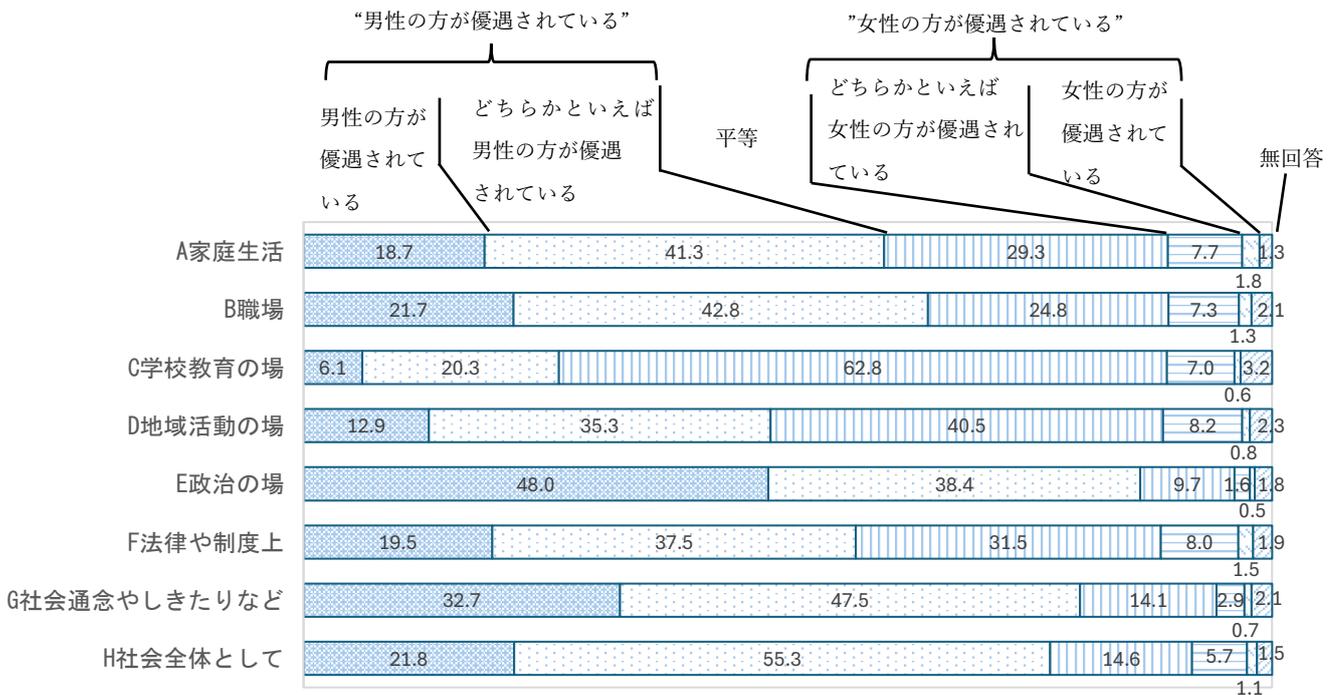
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

## (2) 男女の地位の平等感

○ 本県では、男女の地位の平等感について、“男性の方が優遇されている”（「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）と回答した人の割合は、高い順に「政治の場」、「社会通念やしきたりなど」、「社会全体として」、「職場」、「家庭生活」、「法律や制度上」の順となっています。

また、「平等」と回答した人の割合は、高い順に、「学校教育の場」、「地域活動の場」となっています。

■ 図9 男女の地位の平等感（総数）（愛知県）



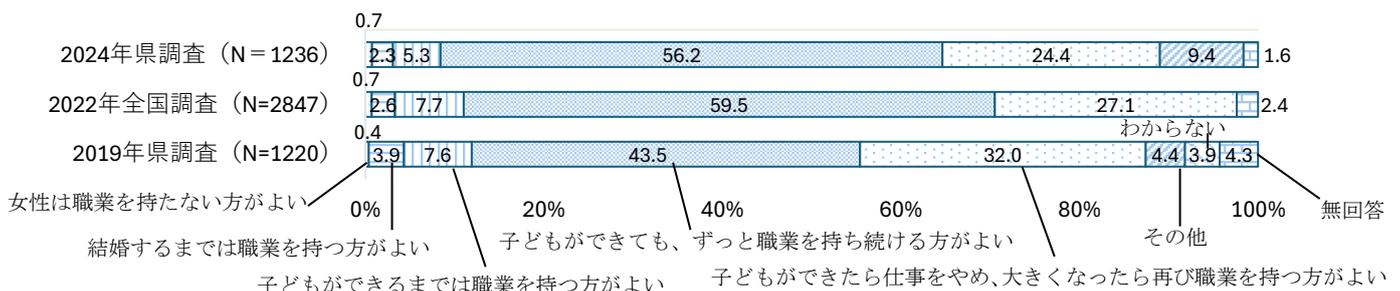
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

## (3) 女性が職業を持つことについての考え

○ 女性が職業を持つことについて、本県では、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」と回答した人の割合が56.2%と最も高く、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」（24.4%）、「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」（5.3%）の順となっています。

○ 全国（2022年調査）と比較すると、「子どもができて、ずっと職業を持ち続ける方がよい」、「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した人の割合はいずれも低くなっています。

■ 図10 女性が職業を持つことについての考え（愛知県、全国）



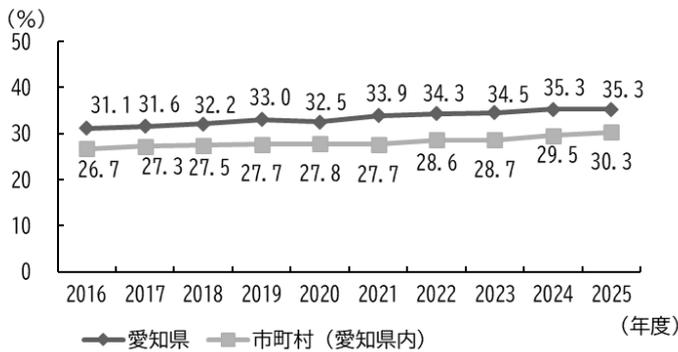
資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

## 2 女性の社会参画に関する状況

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況

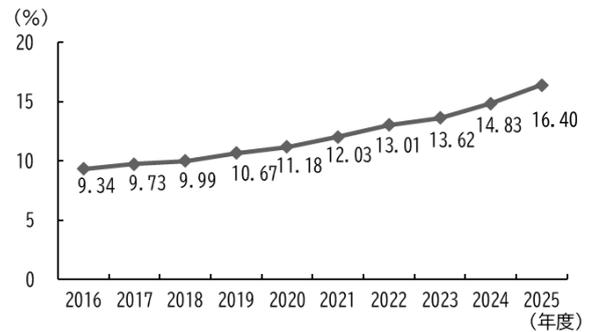
- 本県においては、審議会等委員、県職員の管理職、県教員の管理職、市議会、町村議会議員における女性の割合は、緩やかではあるものの上昇傾向にあります。

■ 図 11 審議会等委員への女性の登用率の推移 (愛知県)



資料：県県民文化局

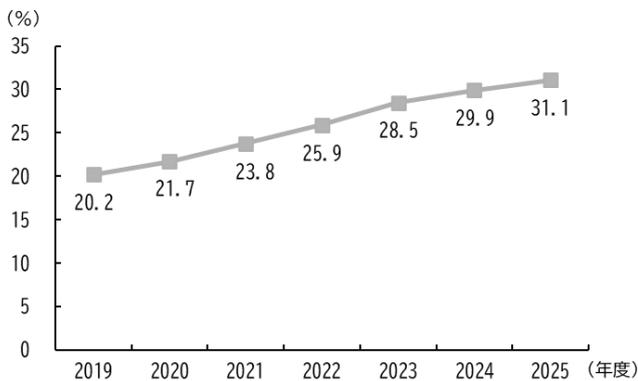
■ 図 12 県職員（知事部局等）の管理職に占める女性割合の推移 (愛知県)



※知事部局等：知事部局＋他任命権者（警察部局、教員を除く）

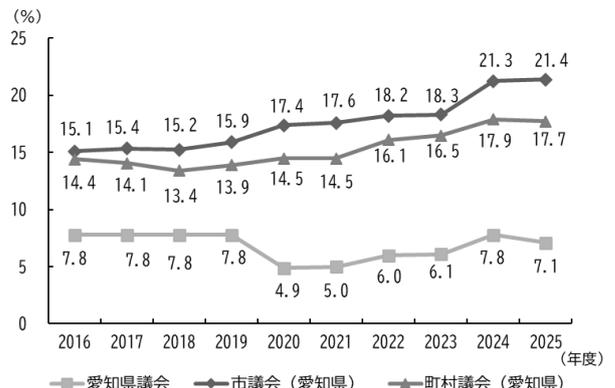
資料：県人事局

■ 図 13 県教員の管理職に占める女性の割合 (愛知県)



資料：県教育委員会

■ 図 14 地方議会議員に占める女性割合の推移 (愛知県)



資料：県県民文化局

- 本県における管理的職業従事者に占める女性の割合については、5年前より上昇したものの、本県は全国平均を下回り、全国 32 位となっています。また、本県の主要な産業である製造業は、他の業種と比較して女性管理職率が低い傾向となっています。

■ 表 2-1 管理的職業従事者に占める女性の割合 (全国、愛知県)

調査年	全国	愛知県	全国順位
2022 年	15.3%	14.4%	32 位
2017 年	14.8%	13.5%	34 位

資料：総務省「令和 4 年就業構造基本調査」

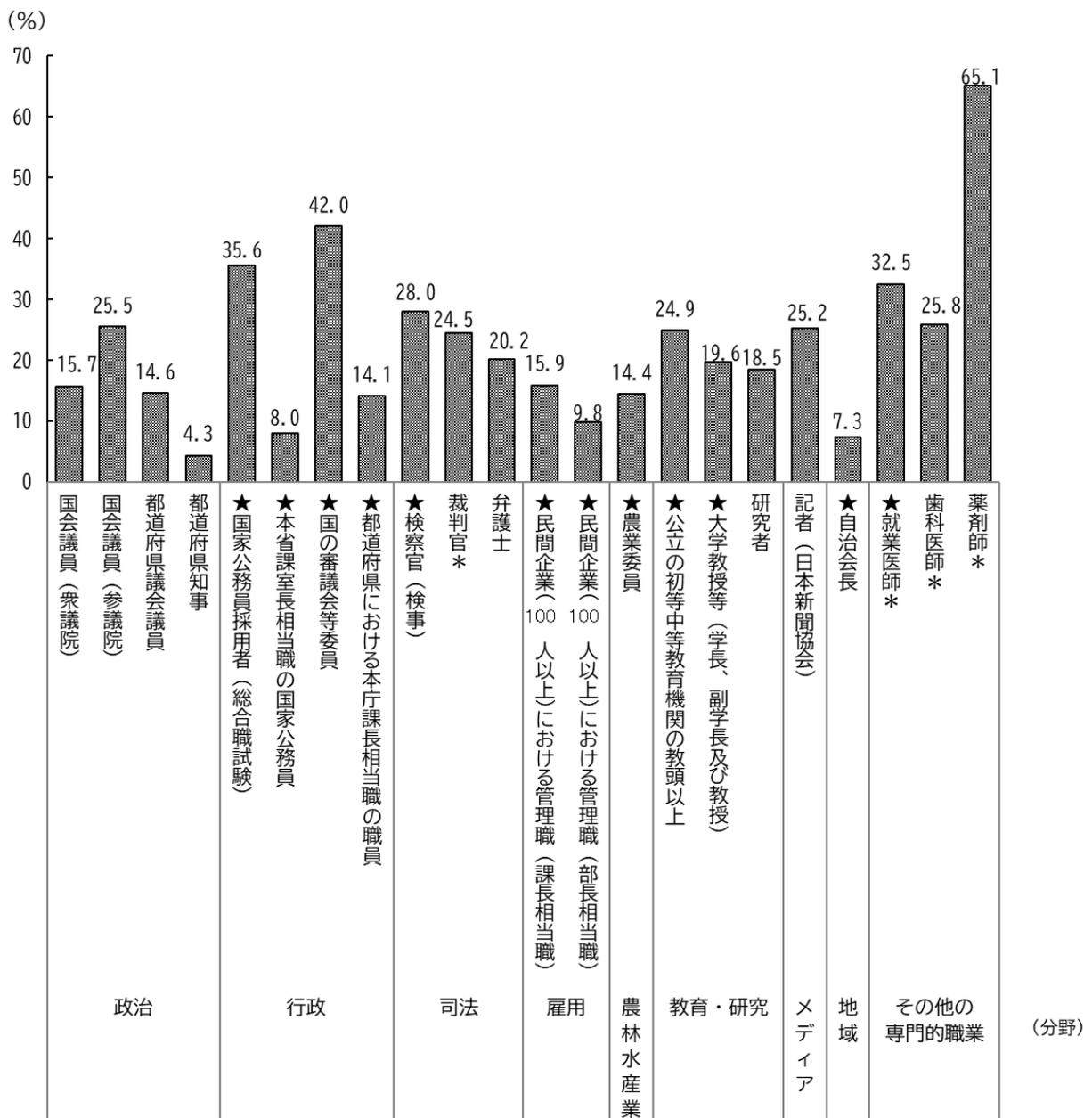
■表 2-2 女性管理職率 20%以上企業等の割合（愛知県）

製造業	全体
12.8%	19.6%

資料：県民文化局「企業経営と女性活躍に関するアンケート調査」（2024年）

○ 政治、司法、地域活動など、各分野における指導的地位に占める女性の割合は、全般的に低い水準となっています。

■図 15 「各分野における指導的地位に女性が占める割合」（全国）



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（令和6年度）より一部情報を更新  
 2. 原則として令和6年値。ただし、\*は令和4年値  
 なお、★印は、第5次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの  
 また、「国家公務員採用者（総合職試験）」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの

## (2) 様々な分野における男女共同参画

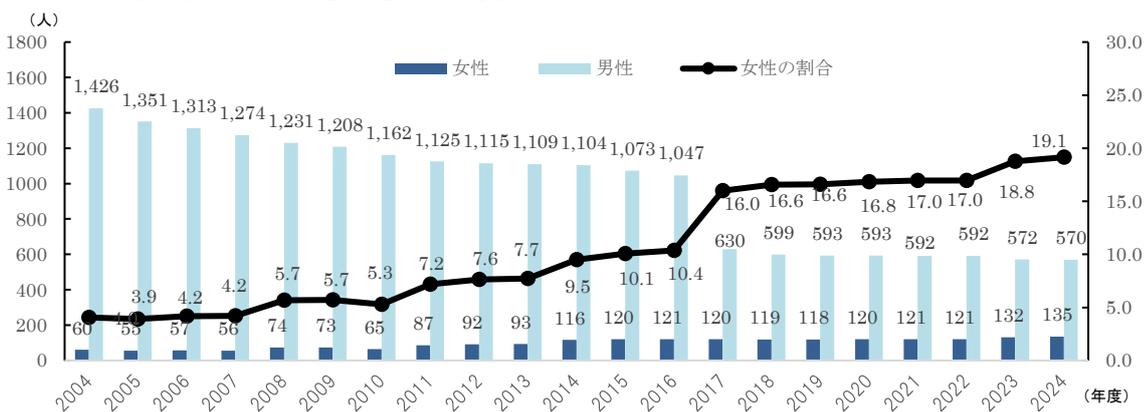
- 自治会長や農業委員など様々な分野において、女性の割合はいずれも緩やかに増加しているものの、各活動の方針決定過程における女性の参画が十分には進んでいない状況となっています。

■ 図 16-1 自治会長に占める女性割合の推移（愛知県、全国）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成

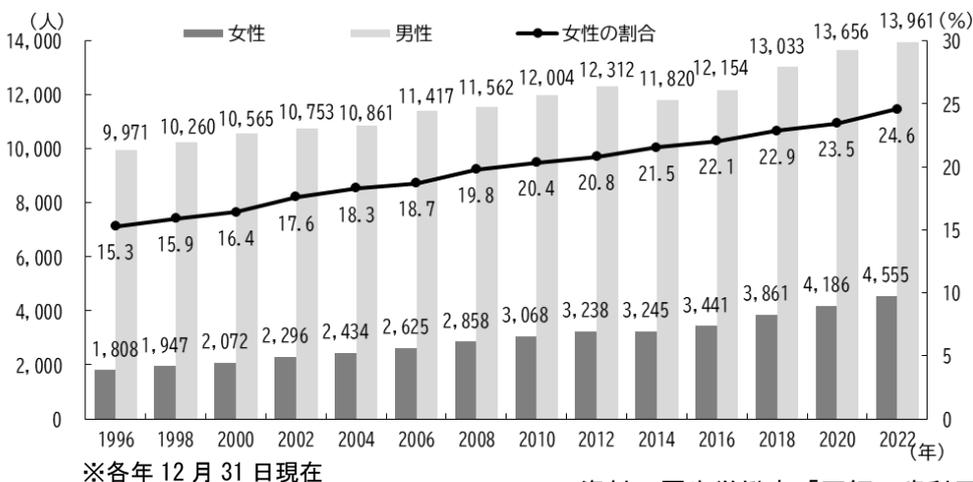
■ 図 16-2 農業委員に占める女性割合（愛知県）



※2016年4月1日の農業委員会法の改正により、2016年度から2017年度にかけて農業委員の定数削減が行われた。

資料：県農業水産局

■ 図 16-3 女性医師の割合（愛知県）



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

■表 3 理学・工学系大学の女性割合（愛知県、全国）

愛知県

学科系統分類		理学			工学		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
2023年度	学部生の計(人)	2,122	1,649	473	30,125	25,836	4,289
	女性割合	—	—	<b>22.3%</b>	—	—	<b>14.2%</b>

\*愛知県の結果については、県民文化局調べ（2023年）

全国

学科系統分類		理学			工学		
		総数	男性	女性	総数	男性	女性
2023年度	学部生の計(人)	81,675	58,873	22,802	383,912	322,245	61,667
	女性割合	—	—	<b>27.9%</b>	—	—	<b>16.1%</b>
2024年度	学部生の計(人)	81,222	58,224	22,998	389,656	324,596	65,060
	女性割合	—	—	<b>28.3%</b>	—	—	<b>16.7%</b>

資料：文部科学省「学校基本調査」（2024年）より作成

(3) 就業状況

- 本県の15歳以上人口に占める労働力人口比率は、2024年は女性が58.0%、男性が73.8%となっており、労働力人口（4,310千人）に占める女性の割合は44.4%となっています。

■表 4 労働力人口（愛知県、全国）

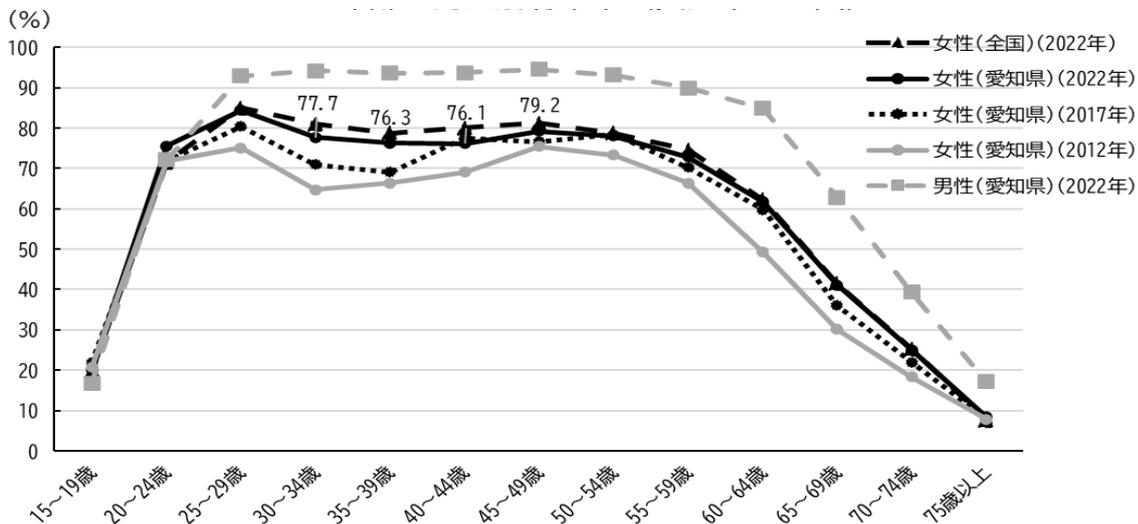
区分		総数(a) (千人)	15歳以上人口 労働力人口			非労働力 人口(千人)	労働力 人口比率 (b/a)	完全 失業率 (c/b)
			総数(b) (千人)	男女比	うち就業者 (千人)			
女性	愛知県	3,299	1,913	44.4%	1,873	39	58.0%	2.0%
	全国	56,820	31,570	45.4%	30,820	760	55.6%	2.4%
男性	愛知県	3,249	2,397	55.6%	2,349	49	73.8%	2.0%
	全国	53,130	38,000	54.6%	36,990	1,010	71.5%	2.7%
総数	愛知県	6,548	4,310	100.0%	4,222	88	65.8%	2.0%
	全国	109,950	69,570	100.0%	67,810	1,760	63.3%	2.5%

\* 表中の数値は、数値に分類不能及び不詳の数を含む。また四捨五入の関係で、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：県民文化局「2024年平均あいちの就業状況」  
総務省「2024年労働力調査（年次）」

- 本県の2022年の年齢階級別の女性の有業率は、以前と比べるとM字カーブが台形に近づいているものの、依然として本県は、全国に比べ谷がやや深い状況にあります。

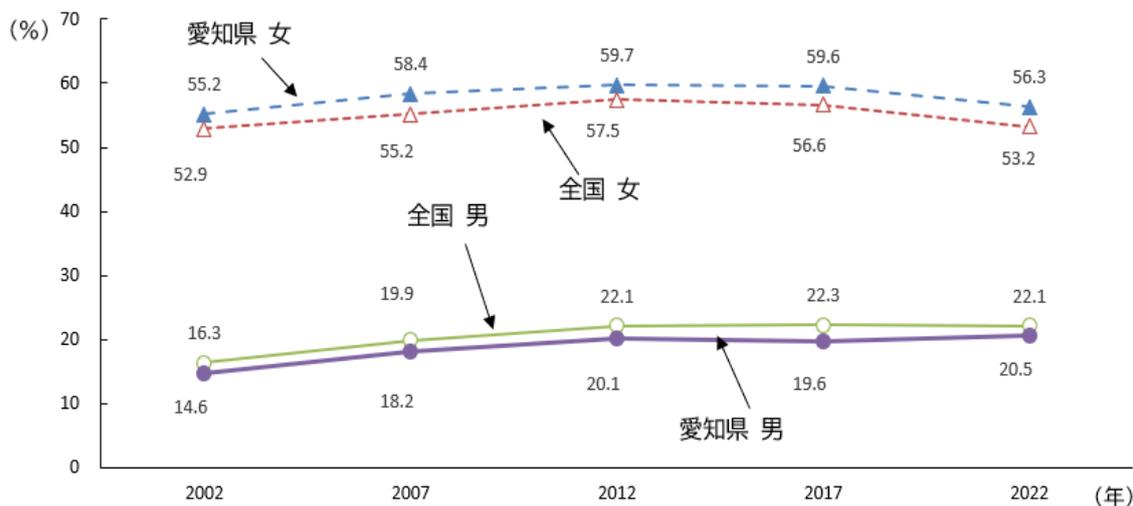
■図 17 年齢、男女別有業率（愛知県、全国）



資料：総務省「就業構造基本調査」より作成

- 雇用形態別に見ると、全国的に、男性は非正規の職員・従業員の割合が約2割であるのに対し、女性は約5割と大きな差が生じています。本県では、女性の非正規の職員・従業員の割合は全国平均に比べて高い状況となっています。

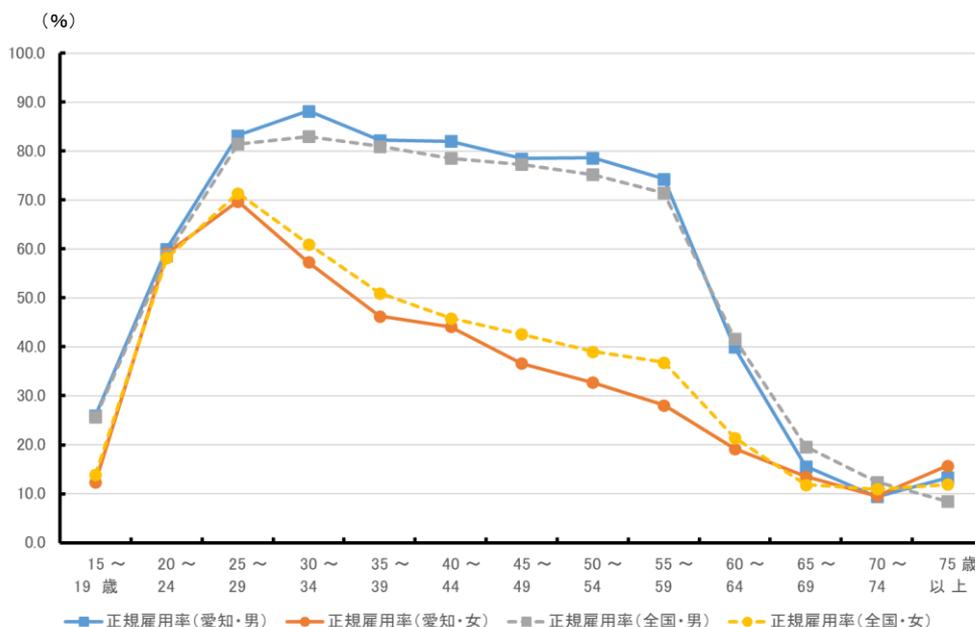
■ 図 18 男女別、雇業者（役員を除く）に占める非正規の職員・従業員の割合の推移（愛知県、全国）



資料：令和4年就業構造基本調査結果（愛知県分）より作成

- 女性の正規雇用比率は、20代後半をピークに低下し、年齢の上昇とともに下がる、L字カーブを描いています。出産・育児等を契機に働き方を変える場合が多いと考えられます。

■ 図 19 年代別正規雇用割合（愛知県、全国）

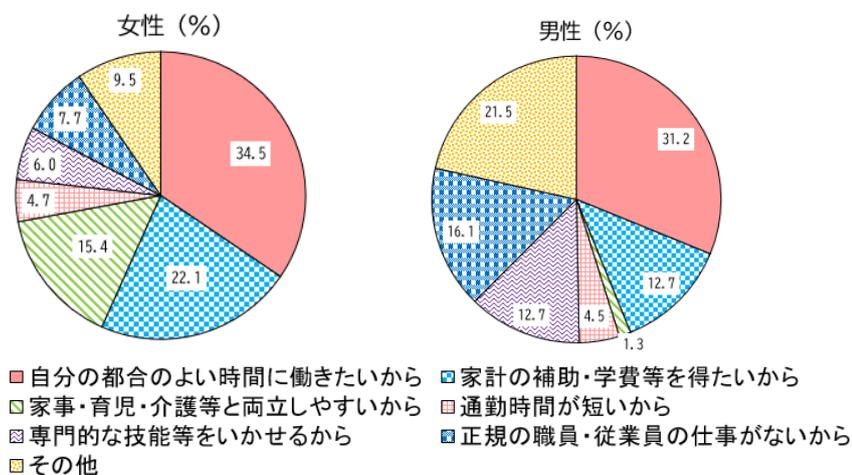


資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

- 非正規雇用労働者が現在の雇用形態に就いている理由として、男女共に「自分の都合のよい時間に働きたいから」が最も多くなっていますが、女性は「家事・育児・介護等

と両立しやすいから」の回答も多く、男女の違いが顕著になっています。

■ 図 20 現在の雇用形態についている理由（非正規雇用労働者）（全国）



資料：内閣府「令和5年版 男女共同参画白書」

- 本県における平均勤続年数は、男性が全国平均を上回り9位であるのに対し、女性は全国平均を下回る43位であり、平均勤続年数の男女差は全国で最も大きくなっています。
- さらに、男女の賃金差異（所定内給与額）は、全国平均より大幅に大きく、男女の賃金比率は全国46位となっています。

■ 表 5-1 男女の労働者の平均勤続年数（愛知県、全国）

	全国	愛知県	全国順位
女性	10.0年	9.4年	43位
男性	13.9年	14.5年	9位
男女差	3.9年	5.1年	47位

資料：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

■ 表 5-2 男女の賃金（所定内給与額）比較（愛知県、全国）

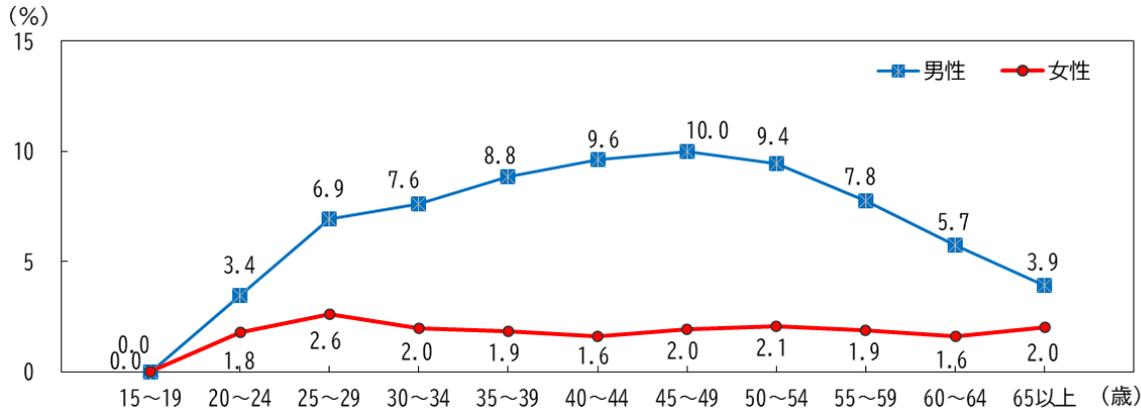
区分		2023年		2024年	
		所定内給与額	全国順位	所定内給与額	全国順位
女性(a)	愛知県	258.9千円	8位	267.7千円	8位
	全国	262.6千円	-	275.3千円	-
男性(b)	愛知県	353.5千円	5位	363.0千円	4位
	全国	350.9千円	-	363.1千円	-
男女差 (b)-(a)	愛知県	94.6千円	44位	95.3千円	46位
	全国	88.3千円	-	87.8千円	-
男女比率 (a)/(b)	愛知県	73.24%	43位	73.75%	46位
	全国	74.84%	-	75.82%	-

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

#### (4) 労働時間

○ 週労働時間が60時間以上である人の割合は、全国的にすべての年代で女性よりも男性の方が高くなっており、男性の長時間労働の実態がうかがわれます。また、特に35～54歳の男性に長時間労働が多く見られます。

■ 図 21 週労働時間が60時間以上の就業者の割合（全国）



資料：総務省「2024年労働力調査」

#### (5) 就業環境・就業支援

○ 本県の調査において働く女性が更に活躍するために何が必要か聞いたところ、「子育て環境（保育所等）を整備する」と回答した人の割合が最も高く、次いで「男性の家事育児参加への理解・意識改革や男性の育児休業の取得促進」「女性の再就職支援を行う」の順となっています。

■ 図 22 働く女性が更に活躍するために必要な取組（総数、性別）（愛知県）



資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

- 本県の育児休業取得率について見ると、女性の取得率は高い割合を保っているのに対し、男性の取得率は近年大きく上昇傾向にあるものの、全国より低い割合となっています。こうしたことから、出産後、女性の就業継続に求められる男性の育児参加が十分には進んでいないことがうかがえます。
- 本県の男性従業員の育児休業取得期間は、「2週間～1か月未満」が最も高く、次いで「1か月～3か月未満」となっています。

■表 6-1 育児休業取得率（愛知県、全国）

愛知県	女性		男性	
	2024年	94.4%	37.3%	
	2023年	97.3%	25.7%	
	2022年	94.4%	10.8%	

全国	女性		男性	
	2024年度	86.6%	40.5%	
	2023年度	84.1%	30.1%	
	2022年度	80.2%	17.1%	

■表 6-2 男性従業員の育児休業取得期間（愛知県、全国）

（単位％）

		育児休業後復職者計	取得期間						
			5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上
愛知県	2024年	100.0	7.6	11.7	30.2	29.4	12.6	7.0	1.5
	2023年	100.0	12.7	20.2	30.0	23.8	7.1	4.4	1.8
全国	2023年	100.0	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	4.8	1.6

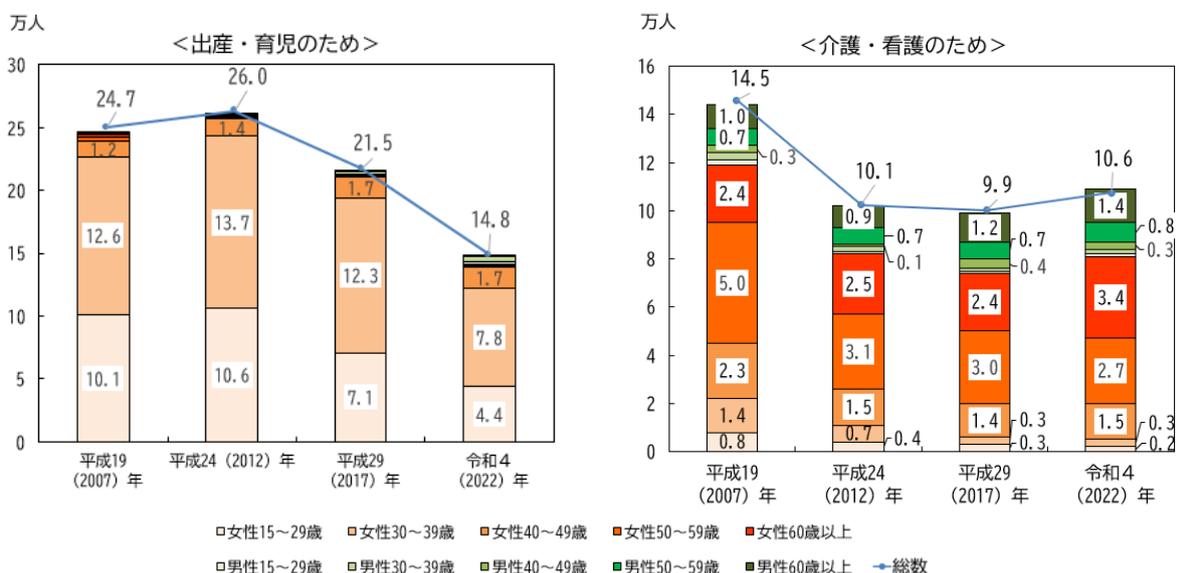
※育児休業後復職者は、2023年8月1日から2024年7月31日までの1年間に育児休業を終了し復職した者をいう。  
 ※育児休業には、産後パパ育休を含む。

資料：県労働局「労働条件・労働福祉実態調査」、厚生労働省「雇用均等基本調査」

※ 県「労働条件・労働福祉実態調査」の調査時点は7月31日で調査対象は常用労働者10人以上を雇用する民営事業所  
 厚生労働省「雇用均等基本調査」の調査時点は10月1日で調査対象は常用労働者5人以上を雇用する民営事業所

- 出産・育児を理由とした離職者数は、全国では減少傾向にあるものの、本県において出産・育児を理由に離職した女性の割合は全国より2.7ポイント高くなっています。  
 介護・看護を理由とした離職者数は、全国で10.6万人となっており、そのうち約76%を女性が占めています。介護・看護を理由とする離職は、横ばいから増加傾向にあります。

■図 23 育児・介護による離職者数の推移（全国）



資料：内閣府「令和6年版 男女共同参画白書」

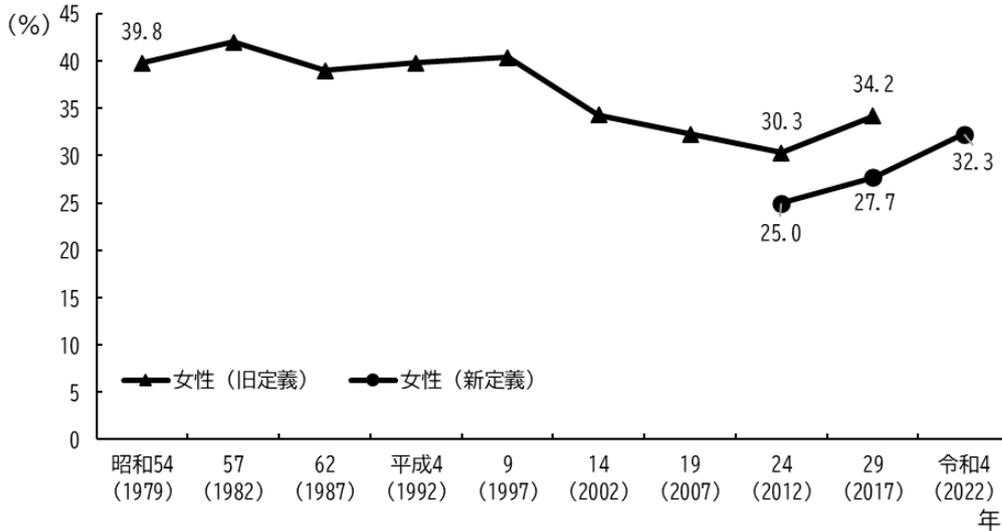
■表7 出産・育児を理由に離職した女性の割合（愛知県、全国）

調査年	全国	愛知県
2022年	6.2%	8.9%
2017年	6.9%	8.8%

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

○ 起業家に占める女性の割合は、全国で32.3%となっており、増加傾向にあります。

■図24 起業家に占める女性の割合（全国）



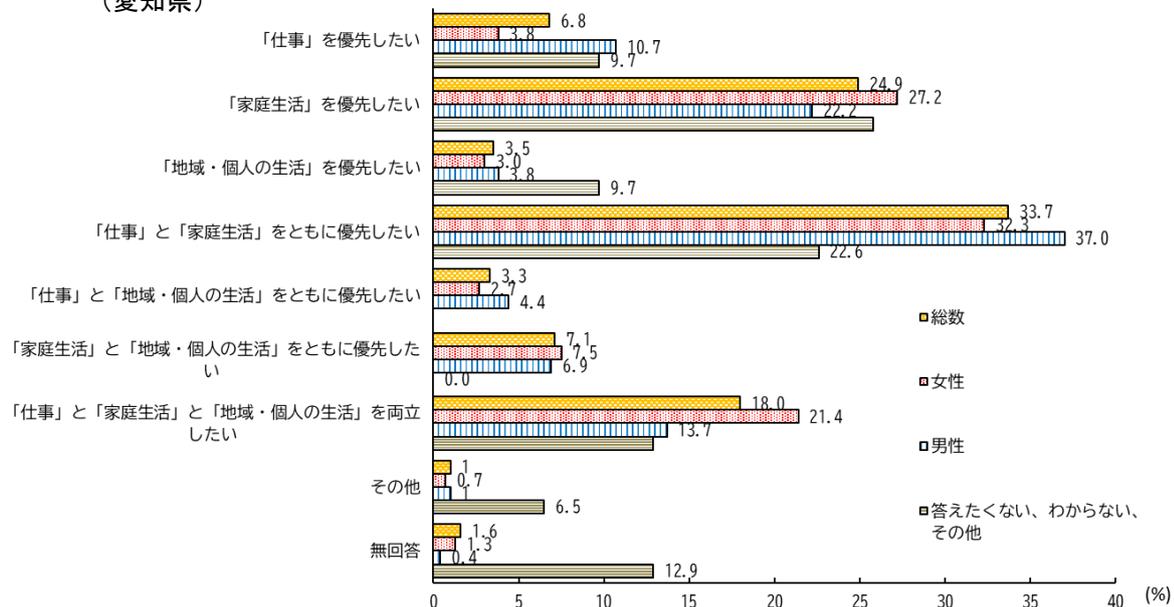
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査」に基づき中小企業庁において作成  
 2. 旧定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は「自営業主（内職者を除く）」となっている者。新定義に基づく起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

### (6) ライフスタイルの希望

○ 本県では、仕事、家庭生活、地域・個人の生活について、「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」と回答した人の割合が33.7%と最も高く、次いで「『家庭生活』を優先したい」が24.9%となっています。

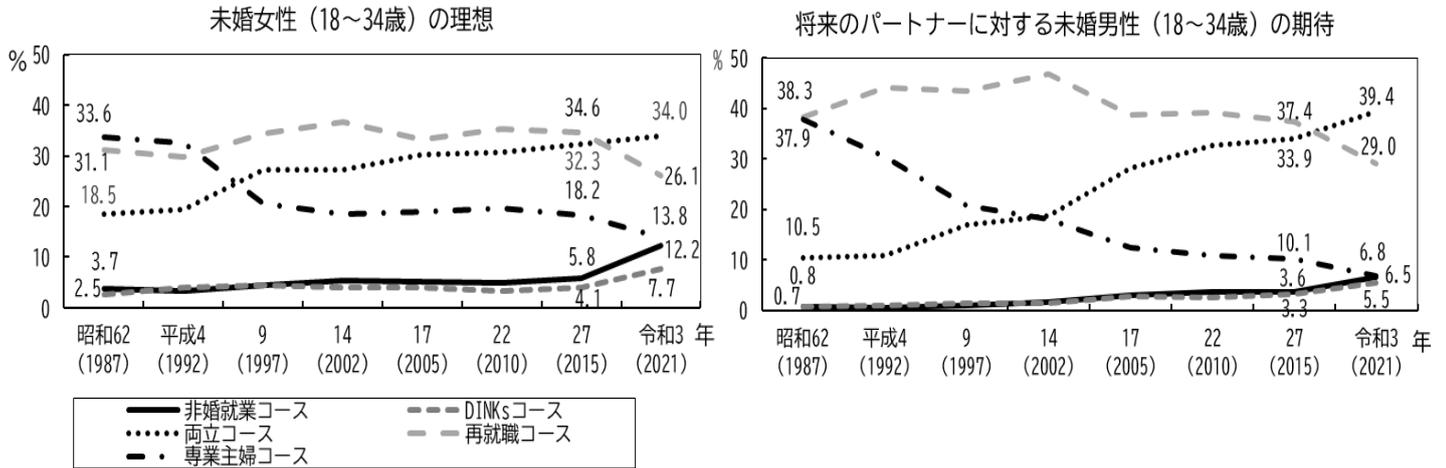
■図25 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で優先すること（希望として）（総数、性別）（愛知県）



資料：県民文化局「男女共同参画意識に関する調査」（2024年）

○ 未婚女性の理想及び、未婚男性の将来のパートナーに対する期待は、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」（両立コース）が、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」（再就職コース）を上回るようになっていきます。また、非婚就業や、結婚後子どもを持たない選択も増えており、若い世代の理想とする生き方が変わってきています。

■ 図 26 ライフコースの希望の推移（全国）



- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」より作成  
 2. 対象は18～34歳の未婚者。「その他」及び「不詳」の割合は割愛  
 3. 設問 (1) 女性の理想ライフコース：(第9回(昭和62(1987)年)～10回(平成4年(1992)年)調査)「現実の人生と切りはなして、あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」、(第11回(平成9(1997)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「あなたの理想とする人生はどのようなタイプですか」  
 (2) 男性がパートナー(女性)に望むライフコース：(第9回(昭和62(1987)年)～12回(平成14(2002)年)調査)「女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」、(第13回(平成17(2005)年)～16回(令和3(2021)年)調査)「パートナー(あるいは妻)となる女性にはどのようなタイプの人生を送ってほしいと思いますか」  
 4. 選択肢に示されたライフコース像は次のとおり。「結婚せず、仕事を続ける」(非婚就業コース)、「結婚するが子どもは持たず、仕事を続ける」(DINKsコース)、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」(両立コース)、「結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」(再就職コース)、「結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない」(専業主婦コース)

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

○ 女性の出産後の働き方（継続就労・退職・パート等）によって、世帯の生涯可処分所得は1億円以上の差が生じる可能性があります。

■ 表 8 女性の出産後の働き方別世帯の可処分所得の推移（試算）

ケース	出産後の働き方	生涯可処分所得 (億円)	ケース1との差 (億円)
1	正社員として就労継続	4.92	-
2	パート（年収100万円）として再就職	3.52	-1.40
3	再就職なし	3.25	-1.67

<前提>夫婦・子ども2人世帯。夫婦は同年齢でいずれも22歳で就職、夫はフルタイムの正社員として65歳まで就労

29歳で第1子、32歳で第2子出産

- 1 出産後1年育休を取得し65歳まで正社員として就労
- 2 第1子出産に伴い退職、第2子が6歳の時パートで再就職。年収の壁を意識し就業調整し65歳まで就労
- 3 第1子出産に伴い退職。その後再就職しない

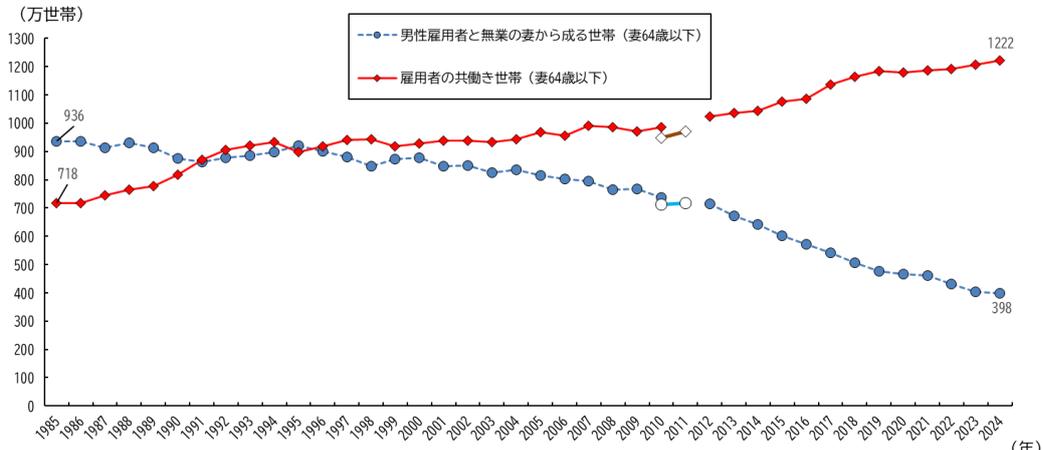
資料：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）女性の職業生活における活躍推進プロジェクトチーム「女性の出産後の働き方による世帯の生涯可処分所得の変化（試算）」（2024年6月）を参考に作成

## (7) 共働き世帯の状況

○ 1990年代には、共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回るようになり、2024年時点で、共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上となっています。

また、本県における夫婦共働き世帯の割合は全国平均に比べて1.6ポイント高くなっています。

■図 27 共働き等世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯・全国）



(備考) 1. 1985年から2001年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、2002年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻64歳以下）」とは、2017年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。2018年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯  
 3. 「雇用者の共働き世帯（妻64歳以下）」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）かつ妻が64歳以下の世帯  
 4. 2010年及び2011年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果  
 5. 2011年、2013年から2016年、2018年から2021年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

■表 9 夫婦共働き世帯の割合（愛知県、全国）

調査年	愛知県	全国
2022年	52.5%	50.9%
2017年	50.9%	48.8%

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

○ 本県における夫婦の家事関連時間（1日あたり）について、5年前と比較すると、共働き世帯の家事時間、育児時間ともに夫婦ともほぼ横ばいとなっています。

過去10年の家事関連時間の推移を見ると、男女の差は217分と2011年の245分と比べると28分縮小しているものの、依然として差は大きくなっています。

■表 10 共働きか否か、行動の種類別生活時間一週全体、共働き世帯の夫・妻（愛知県）

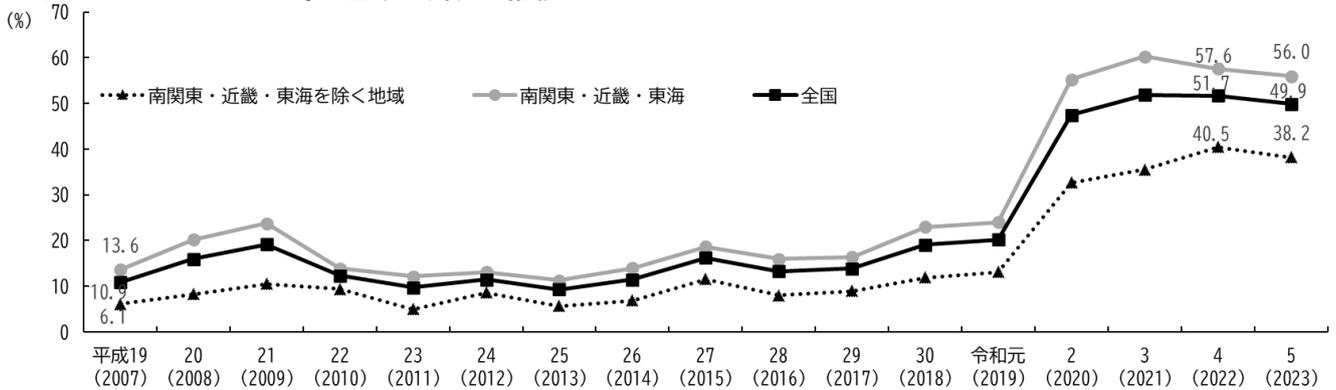
		2011年	2016年	2021年
妻	家事関連	275分	255分	267分
	うち家事	204分	182分	183分
	うち育児	32分	33分	44分
夫	家事関連	30分	34分	50分
	うち家事	10分	12分	20分
	うち育児	7分	6分	13分

資料：総務省「社会生活基本調査」

## (8) テレワーク導入企業の割合

- コロナ禍を経て、テレワークを導入する企業は急激に増加し、2023年時点で全国で49.9%の企業がテレワークを導入しています。

■ 図 28 テレワークの導入企業の割合の推移



- (備考) 1. 総務省「通信利用動向調査(企業編)」に基づき作成  
 2. 公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業における値  
 3. 「南関東」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、「近畿」は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、「東海」は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県を指す。  
 4. テレワークの導入企業の割合は、比重調整後テレワーク導入企業数/比重調整後集計企業数×100。なお、無回答を除く。

資料：内閣府「令和7年版男女共同参画白書」

## (9) 「あいち県民の日」等を契機とした「休み方改革」の推進

- 「あいちウィーク」を知っており、仕事を持っている人のうち、11月21日から27日までの「あいちウィーク」中に通常の休みに加えて休みを取った人は全体で14.1% (2024年) となっています。

■ 図 29 「あいちウィーク」(11/21~27) 中の休暇の取得状況

	あいちウィーク (※1)				県民の日学校ホリデー (※2)		
	全体 (986)	小学生の子を持つ方 (194)	中高生の子を持つ方 (165)	大学生の子を持つ方 (59)	全体 (325) *小中の重複あり	小学生の子を持つ方 (206)	中高生の子を持つ方 (184)
休み取得率	14.1%	33.5%	22.4%	13.6%	39.7%	45.1%	31.0%
	「通常の休みに加えて、休みを取った」				「すべての子どもに合わせて取った」 + 「一部の子どもに合わせて取った」の合算値		

※全体数値よりも+5%以上で赤字、全体数値よりも-5%以上で青文字、+-10%以上でアミ掛け

- ※1：「あいちウィーク」を知っており、仕事を持つ方が対象  
 ※2：「県民の日学校ホリデー」を知っており、仕事を持ち、県民の日学校ホリデーの対象の子を持つ方が対象

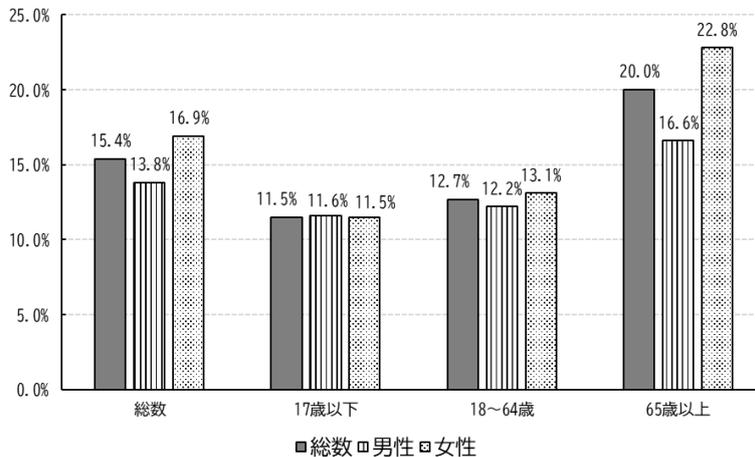
資料：県民文化局「あいち県民の日」・「あいちウィーク」等に関する県民意識調査報告書 (2025年3月)

### 3 安心・安全に暮らせる社会に関する状況

#### (1) 生活困難の実態

○ 相対的貧困率(※1)は男性より女性のほうが高い傾向にあり、特に65歳以上の世代においてその差が大きくなっています。

■ 図 30 年齢層別・性別の相対的貧困率(全国)



資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

○ 特に母子世帯における非正規雇用は、生活の困窮・貧困の連鎖につながるおそれがあります。

■ 表 11 ひとり親世帯の現状(全国)

	母子世帯	父子世帯	一般世帯
就業率	86.3%	88.1%	女性 74.1% 男性 84.5%
雇用者のうち正規	53.5%	91.6%	女性 50.6% 男性 83.0%
雇用者のうち非正規	46.5%	8.4%	女性 49.4% 男性 17.0%
平均年間 就労収入	236万円 正規：344万円 非正規：150万円	496万円 正規：523万円 非正規：192万円	平均給与所得 女性 316万円 男性 569万円

- (備考) 1. 母子世帯及び父子世帯は子ども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」(推計値、令和3(2021)年度)より作成  
母子世帯及び父子世帯の正規雇用労働者、非正規雇用労働者の構成割合は、「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(派遣社員)及び「パート・アルバイト等」の計の合計を総数として算出した割合  
平均年間就労収入は、母子世帯及び父子世帯の母又は父自身の就労収入
2. 一般世帯の就業率は総務省「労働力調査(基本集計)」(15歳～64歳、令和6年(2024)年)、平均年間就労収入は国税庁「民間給与実態統計調査(令和5(2023)年)より作成
3. 「民間給与実態統計調査」について、令和4(2022)年より、推計方法が変更されている。

資料：内閣府「令和7年版男女共同参画白書」

#### 用語解説

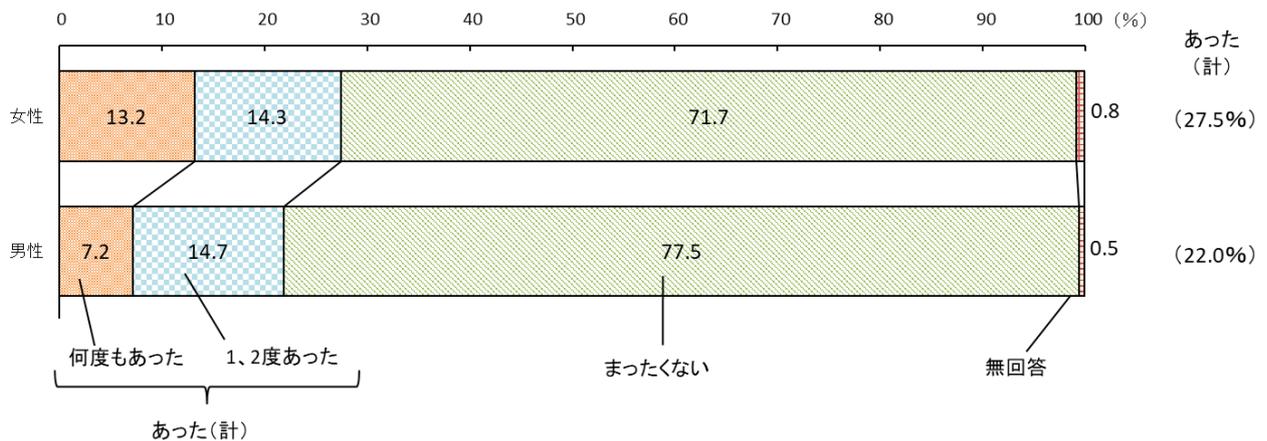
##### ※1 「相対的貧困率」

世帯可処分所得(世帯内のすべての世帯員の所得の合算)を世帯人数で調整した値(等価世帯所得)の中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯可処分所得の世帯に属する人の割合。

## (2) 女性に対する暴力の実態

- 暴力については、身体へ直接的に危害を加える行為を始め、経済的、心理的なものなど、様々な形のものが存在しています。2023年全国調査によると、これまで配偶者から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）のいずれかを受けたことがある人の割合は、女性が27.5%、男性が22.0%となっています。

■ 図 31 配偶者からの被害経験（男女別）（全国）

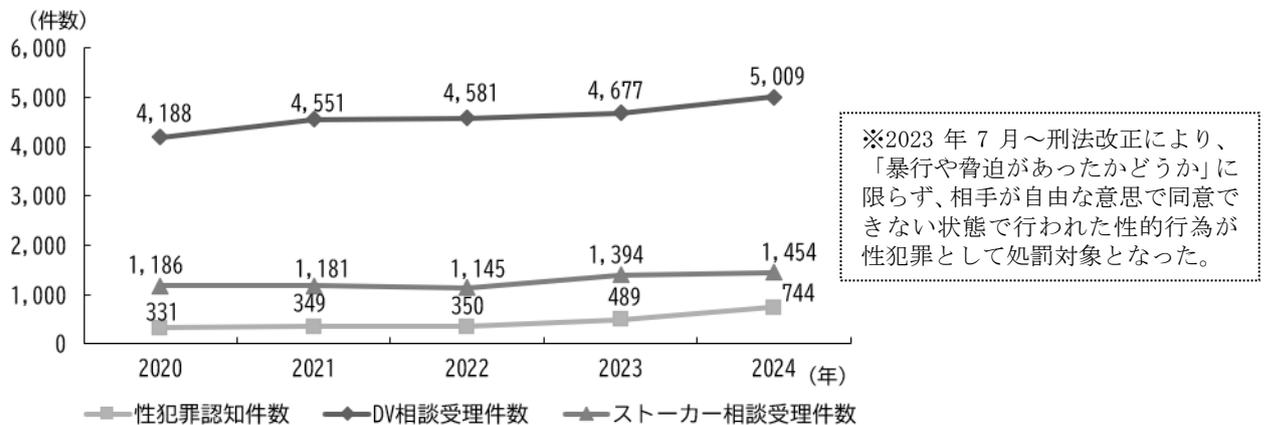


(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」（令和5（2023）年度）より作成  
 2. 全国18歳以上59歳以下の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。  
 3. 「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」又は「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。  
 「身体的暴行」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、体をおさえつけたり、首を絞めたりするなどの身体に対する暴行。  
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視・制限したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫  
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、給料や貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。  
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、同意していないのに性的な画像・動画を撮影される、避妊に協力しないなど  
 4. 各回答は小数点以下第2位を四捨五入しているため、「何度もあった」及び「1,2度あった」の合計値と「あった(計)」の数値が異なる場合がある。

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

- 女性が被害者となる性犯罪の認知件数は、年間300件を超える水準で推移し、依然として多発しています。

■ 図 32 愛知県警が認知した性犯罪件数、DV相談件数、ストーカー相談件数の推移



※2023年7月～刑法改正により、「暴行や脅迫があったかどうか」に限らず、相手が自由な意思で同意できない状態で行われた性的行為が性犯罪として処罰対象となった。

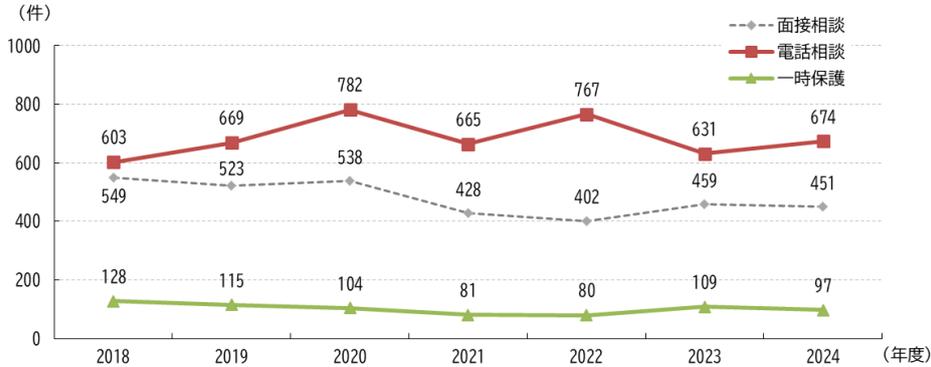
資料：県警察本部

- 本県では、愛知県女性総合センター内に愛知県女性相談支援センターを置き、DV被害者に対する電話相談や面接相談を実施しています。

また、配偶者暴力相談支援センターの機能も付与され、相談業務とあわせて、一時保護の実施や保護命令の申立の援助などを行っています。

- DVの相談件数は、毎年千件を超える水準で推移しており、深刻な状況となっています。

■ 図 33 愛知県女性相談支援センターにおけるDV相談、一時保護件数の推移



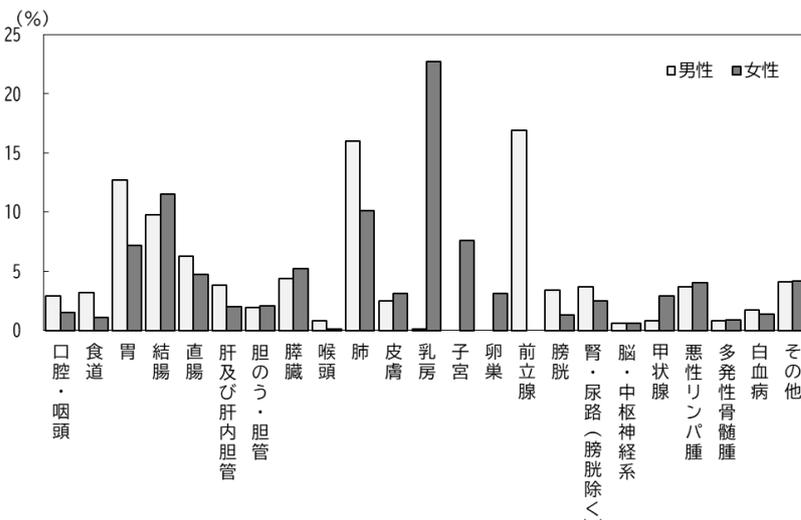
資料：県福祉局

### (3) 健康をめぐる状況

- 病気の罹患状況には男女間で差があり、男女の身体的構造の違いだけでなく、食習慣、運動習慣、労働時間、ストレス、喫煙・飲酒の状況など生活習慣の違いも影響していると考えられます。

「愛知県のがん統計」によると、がん罹患した人のうち、女性では「乳がん」にかかった人が最も多いのに対し、男性では男性特有のがんである「前立腺がん」にかかった人が最も多くなっています。なお、女性特有のがんとしては、「子宮がん」、「卵巣がん」があります。

■ 図 34 がんの部位内訳（愛知県）

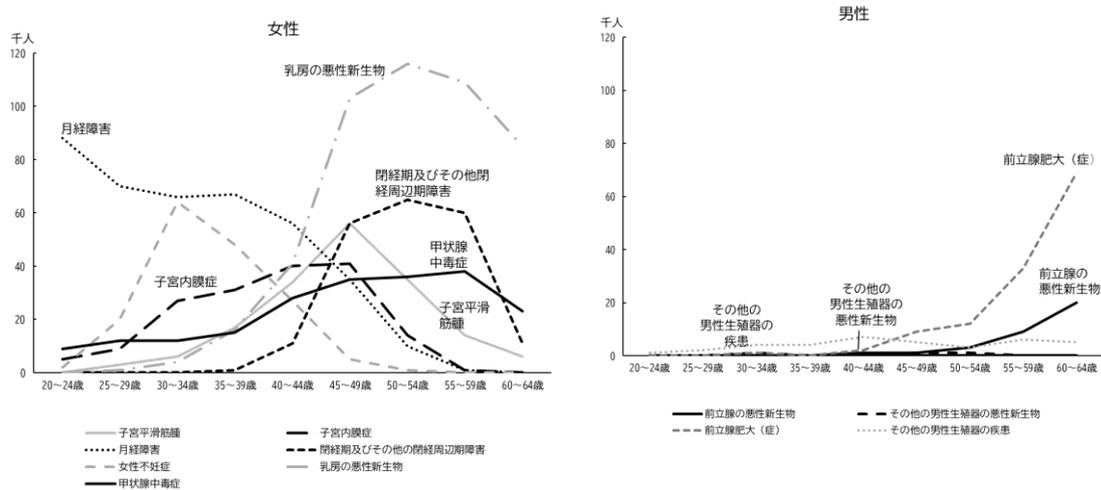


※ 集計期間は、罹患年月日が2021年1月1日から12月31日の間、集計時期は2025年2月19日

資料：県保健医療局「愛知県のがん統計」

- 女性及び男性それぞれに特有の病気の患者数を年代別にみると、男性特有の病気は50代以降で多くなる傾向にあります。女性特有の病気は30代から50代の働く世代に多い状況にあります。

■ 図 35 女性特有、男性特有の総患者数（年齢階級別・2020年）（全国）



- (備考) 1. 厚生労働省「令和2年患者調査」より作成  
 2. 総患者数は、ある傷病における外来患者が一定期間ごとに再来するという仮定に加え、医療施設の稼働日を考慮した調整を行うことにより、調査日現在において、継続的に医療を受けている者（調査日には医療施設で受療していない者を含む。）の数を次の算式により推計したものである。  

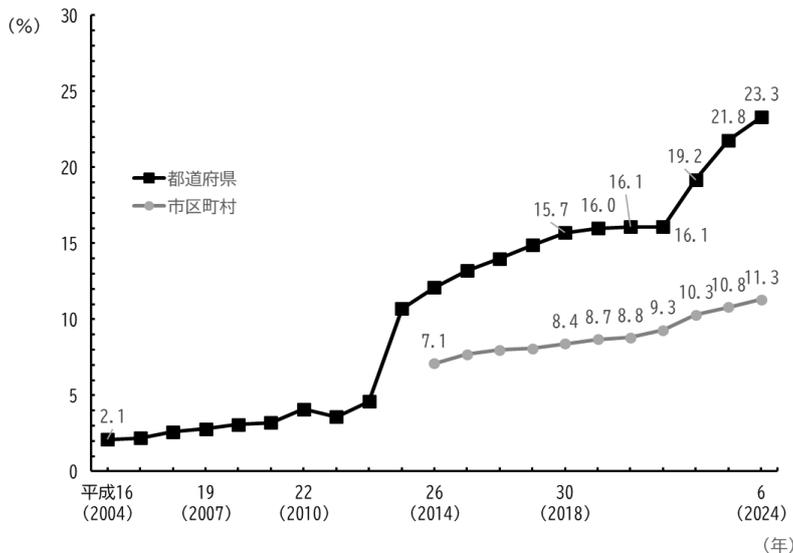
$$\text{総患者数} = \text{推計入院患者数} + \text{推計初診外来患者数} + (\text{推計再来外来患者数} \times \text{平均診療間隔} \times \text{調整係数} (6/7))$$
 推計に用いる平均診療間隔は99日以上を除外して算出  
 3. 「乳房の悪性新生物」及び「甲状腺中毒症」は男性も罹患するが、女性に多い病気である。

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

#### (4) 防災分野における男女共同参画の状況

- 2024年の地方防災会議の委員に占める女性の割合は、都道府県防災会議では23.3%、市区町村防災会議では11.3%となっています。また、本県における消防吏員に占める女性消防吏員の割合は、3.3%となっています。

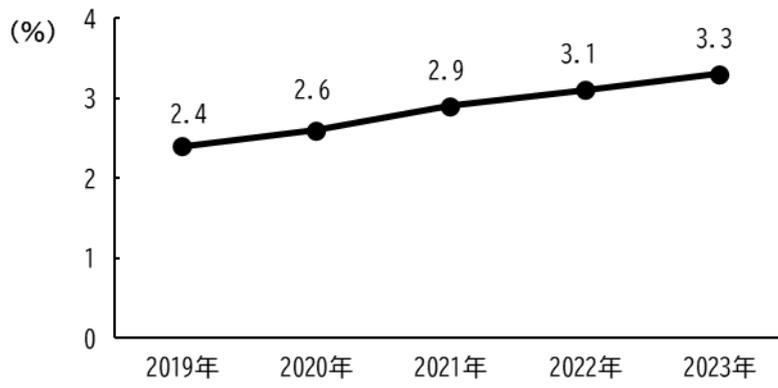
■ 図 36 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成  
 2. 各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを元に作成したものである。  
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年（2011）年値には、岩手県の一部（花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町）、宮城県の一部（女川町、南三陸町）、福島県の一部（南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村）が、平成24年（2012）年値には、福島県の一部（川内村、葛尾村、飯館村）がそれぞれ含まれていない。  
 4. 「市区」に政令指定都市及び特別区を含む。

資料：内閣府「令和7年版 男女共同参画白書」

■ 図 37 消防吏員に占める女性割合（愛知県）



資料：県防災安全局「愛知県消防年報」より作成（翌年度4月1日現在）

## 4 愛知県の課題

第2章及び第3章1～3による考察から、本県の男女共同参画における課題は下記のとおりです。

### 1 就業する女性が活躍できる環境が不十分である

- ・ 全国的に共働き世帯は増加傾向にあり、本県も全国平均を上回る50%超となっています<sup>1</sup>。しかしながら、出産・育児のために離職した女性の割合や、女性の非正規職員・従業員の割合を見ると、本県は全国と比べて高い割合にあります<sup>2</sup>。
- ・ 多くの年代で女性の有業率が全国平均を下回っており、出産・子育て期である30歳代・40歳代においてその差が大きくなっています<sup>3</sup>。
- ・ 共働き世帯は増加していますが、家事・育児時間の男女差は依然として大きくなっています<sup>4</sup>。
- ・ 本県は、女性の平均勤続年数が全国と比べ短く、平均勤続年数の男女差は全国でも大きくなっています。また、管理的職業従事者に占める女性の割合が全国平均を下回っています<sup>5</sup>。こうしたことを背景に、男女の賃金差異については、全国で2番目に差が大きくなっています<sup>6</sup>。
- ・ 政治や司法、地域活動など様々な分野において、政策・方針決定過程における女性の参画が十分に進んでいません<sup>7</sup>。

### 2 固定的な性別役割分担意識が依然として残っている

- ・ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人は着実に増えているものの、愛知県は全国と比較して、その割合が低い傾向にあります。
- ・ 男女共同参画意識が徐々に広がる一方で、家庭・職場・地域等における男女の地位については不平等感が依然として残っており、女性の地位や女性を取り巻く環境の改善に課題を残しています<sup>8</sup>。

### 3 性犯罪・DV・災害時のリスクなど、女性の安心・安全を脅かす状況が継続している

- ・ 女性が抱える困難な問題は、DV被害、性犯罪、不安定な就労、生活困窮等、多岐にわたっており、複雑・多様化しています<sup>9</sup>。
- ・ 警察が扱う性犯罪の認知件数は増加傾向にあり、DV相談等件数も高水準で推移しています。また、愛知県女性相談支援センターへの相談件数も減少しておらず、女性に対する暴力や性犯罪は依然として多発しています<sup>10</sup>。
- ・ 全国的に自然災害が増加傾向にある中、非日常生活となる避難所等での安全確保や、男女共同参画の視点による防災対策を徹底する必要があります。

<sup>1</sup> 表9：総務省「令和4年就業構造基本調査」

<sup>2</sup> 表7：総務省「令和4年就業構造基本調査」により計算、図18：総務省「令和4年就業構造基本調査（愛知県分）」より作成

<sup>3</sup> 図17：総務省「令和4年就業構造基本調査」

<sup>4</sup> 表10：総務省「令和3年社会生活基本調査」

<sup>5</sup> 表2-1：総務省「令和4年就業構造基本調査」、表5-1 厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

<sup>6</sup> 表5-2：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

<sup>7</sup> 図15：内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2024年）等

<sup>8</sup> 図8-1、8-2、図9：県民文化局「男女共同参画に関する意識調査」（2024年）

<sup>9</sup> 図18：総務省「令和4年就業構造基本調査」、図30：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」等

<sup>10</sup> 図32：県警察本部資料、図33：県福祉局資料